3　法第七十六条の二第一項第二号に規定する介護給付等対象サービスに相当する障害福祉サービスとして政令で定めるものは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護及び短期入所（第五項第一号において「介護保険相当障害福祉サービス」という。）とする。

4　法第七十六条の二第一項第二号に規定する障害福祉サービスに相当する介護給付費等対象サービスとして政令で定めるものは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第七項に規定する通所介護、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護及び同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護並びにこれらに相当するサービス（次条第六項において「障害福祉相当介護保険サービス」という。）とする。

5　法第七十六条の二第一項第二号に規定する当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定める障害者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一　六十五歳に達する日前五年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。

二　障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する年度（当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であったこと又は障害者及び当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者が、当該障害者が六十五歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であって厚生労働省令で定めるものに該当していたこと。

三　六十五歳に達する日の前日において障害の程度が厚生労働省令で定めるものに該当していたこと。

四　六十五歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていなかったこと。

第四十三条の五第一項中「高額障害福祉サービス等給付費は」の下に「、支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。）については」を加え、「並びに購入又は修理」を「並びに購入等」に改め、同項第二号中「購入又は修理」を「購入等」に改め、同項第三号中「及び高額介護予防サービス費」を「、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費」に改め、同項第四号及び同条第三項中「第六条の二の二第八項」を「第六条の二の二第九項」に改め、同項第一号中「障害児保護者按分率」を「第六条の二の二第八項」に改め、同項第二号中「支給決定障害者等按分率」を「支給決定障害者等按分率」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者（以下この項及び次項において「特定給付対象者」という。）については、当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあった月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあった月において被保護者若しくは要保護者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合に支給するものとし、その額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（次号イにおいて「居宅介護サービス費等」という。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た額（次項において「障害福祉相当介護保険サービス費用」という。）

二　イ及びロに掲げる額の合計額

イ　当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスにつき支給された居宅介護サービス費等

ロ　当該特定給付対象者に対して支給された高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の合計額に障害福祉相当按分率を乗じて得た額

7　前項第二号ロの「障害福祉相当按分率」とは、特定給付対象者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額をもって障害福祉相当介護保険サービス費用を除して得た率をいう。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十四条の八」に改める。

第二十四条中「第六条の二の二第八項」を「第六条の二の二第九項」に改め、同条第五号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改める。

第二十五条の五第一項各号列記以外の部分中「購入又は修理」を「購入、借受け又は修理（第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」という。）」に、「第五条第二十三項」を「第五条第二十五項」に改め、同項第四号中「購入又は修理」を「購入等」に改め、同項第五号中「及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費」を「、同法第五十一条の二に規定する高額介護サービス費、同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費及び同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費」に改める。

第二十五条の七第一項中「第二十一条の五の十五第二項第五号」を「第二十一条の五の十五第三項第五号」に、「第二十四条の九第二項」を「第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項」に改め、「第二十四条の十第四項」の下に「及び第二十四条の十三第二項」を加え、同条第二項中「第二十一条の五の十五第二項第五号」を「第二十一条の五の十五第三項第五号」に改め、「第二十一条の五の十六第四項」の下に「及び第二十一条の五の十九第二項」を加える。

第二十五条の八中「第二十一条の五の十五第二項第五号の二」を「第二十一条の五の十五第三項第五号の二」に、「第二十四条の九第二項」を「第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項」に改め、「第二十四条の十第四項」の下に「及び第二十四条の十三第二項」を加える。

第二十五条の九中「第二十一条の五の十五第二項第六号」を「第二十一条の五の十九第三項第六号」に改め、「第二十一条の五の十六第四項」の下に「及び第二十一条の五の十九第二項」を加える。